

京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第81号

京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則

- 1 京都市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）第4条第2項の規定による公表は、毎年10月末日までに、前年の10月1日からその年の9月末日までの間に行われた同条第1項の規定による報告について行うものとする。
- 2 条例第4条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先の業務内容
- (7) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)